

伊平屋村ホームページ制作業務プロポーザル審査基準

1. 業者選定審査方法

- (1) 企画提案参加申込者のうち、1次審査を通過した業者は2次審査(プレゼンテーション及びデモンストレーション審査)を行う。
- (2) 審査は非公開で行い、審査経過に関する問い合わせは一切応じない。
- (3) 審査の結果通知は、文書及び電子メールで通知する。なお、結果への異議申し立ては、一切応じない。
- (4) 審査にあたっては、事前に内容を確認するため担当課(企画財政課)より、適宜聞き取りを行う。
- (5) 2次審査(プレゼンテーション及びデモンストレーション審査)は、企画提案審査委員会(以下、委員会)において、各企画提案者から企画提案書に基づき説明を受ける。その上で、各委員による「業者選定審査基準」に基づく審査を経て、委託候補者を決定する。
 - ①日時 令和4年11月29日(火)
 - ②場所 伊平屋村役場1階会議室
 - ③時間 午後2時～午後5時
 - ④企画提案者側からの審査会場への入場者は2名以内とし、各々40分(プレゼンテーション15分、デモンストレーション15分、質疑応答10分程度を予定)で審査を行う。
 - ⑤提出された企画提案書に基づき説明すること。当日の追加資料は不可とする。
 - ⑥プロジェクターを使用した説明も可とする。

2. 業者選定審査基準

- (1) 1次審査(書類審査)

参加資格要件や提出書類、提案価格等の基本的事項を確認する。
- (2) 2次審査(プレゼンテーション及びデモンストレーション審査)

プロポーザル実施要領及び仕様書に基づき提出された企画提案書の内容や経費等について、委員会によるプレゼンテーション及びデモンストレーション審査を行う。

3. 採点方法

- (1) 1次審査(書類審査)
 - ①参加資格要件や提出書類、提案価格など基本的事項を確認し、審査する。
- (2) 2次審査(プレゼンテーション及びデモンストレーション審査)
 - ①審査項目に沿って、提案者ごとに採点する。
 - ②審査委員の持ち点は、委員1人100点とし、委員5人の採点を集計する。

- ③総合評価得点を500点満点とし、各委員の合計点数が最も高い提案事業者を委託候補者として選定し、次に高い提案者を次点候補者として選定する。最も高い提案事業者が2者以上いた場合は、見積金額の最も低い者を委託候補者とする。見積金額が同額である場合は、選考委員の協議により候補者を選定する。
- ④上記に関わらず、各委員の合計点が配点の6割以上の評価を得られない場合は、選定できない。

※2次審査の順番については、当日抽選で決定する。

1. 1次審査による審査項目		
1	企画提案書	80点
2	提案価格	20点
2. 2次審査による審査項目		
1	プレゼンテーション	50点
2	デモンストレーション	50点